

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 について

令和 3 年 6 月 18 日

社会的養育専門委員会について

1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養育専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は4参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 必要に応じて、専門委員の中から委員長が指名する者で構成されるワーキンググループを設置することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 新たな社会的養育の在り方について
- (2) 子ども家庭相談支援体制について
- (3) 里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて
- (4) 施設に求められる役割・機能について
- (5) 社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について
- (6) 自立支援について
- (7) 子どもの権利擁護について
- (8) 社会的養育の計画的な推進について
- (9) その他

4. 委員名簿

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
五十嵐 隆	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事長
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長 日本子ども虐待医学会 副理事長
榎本 光宏	東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課長
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長
河尻 恵	国立武蔵野学院 院長 全国児童自立支援施設協議会 顧問
北川 聡子	一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 会長
熊川 裕之	千葉県浦安市健康こども部こども家庭支援センター 所長
倉石 哲也	武庫川女子大学 教授
桑原 教修	児童養護施設舞鶴学園 施設長 全国児童養護施設協議会 会長
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監
菅田 賢治	母子生活支援施設仙台つばさ荘 施設長 全国母子生活支援施設協議会 会長
高田 治	社会福祉法人横浜博萌会川崎こども心理ケアセンターかなで 施設長 全国児童心理治療施設協議会副会長
坪井 ひとし	公益財団法人全国里親会 常務理事
中村 みどり	NPO法人キアセット Children's Views & Voices 副代表
橋本 達昌	児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター 一陽統括所長 全国児童家庭支援センター協議会 会長
畑山 麗衣	NPO法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス ユース・レプレゼンタティブ
浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
林 浩康	日本女子大学人間社会学部 教授
平井 誠敏	自立援助ホーム慈泉寮 施設長 全国自立援助ホーム協議会 相談役
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし 企画官
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
森井 啓	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室長
薬師寺 順子	大阪府中央子ども家庭センター 所長
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
横川 哲	麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長 全国乳児福祉協議会 副会長
横田 光平	同志社大学大学院司法研究科 教授

：委員長

(敬称略、五十音順)

5. 議論の状況及び今後の予定

令和3年4月23日に第27回社会的養育専門委員会、同年5月25日に第28回社会的養育専門委員会を開催。昨今の子ども家庭福祉施策の動向等について報告・議論を行った。

今後、令和元年6月19日に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の附則の検討規定に基づく検討状況の報告、家庭をとりまく環境に関する課題の整理、自治体や関係団体からのヒアリングなどを行う予定。

1. 子ども家庭福祉に係る直近の経緯

平成28年5月 児童福祉法等の一部改正(令和29年4月施行等)

【附則 検討規定】

施行後5年(令和3年度内)を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和元年6月 児童福祉法等の一部改正(令和2年4月施行等)

【附則 検討規定】

一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年(令和2年度内)を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年(令和3年度内)を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年(令和2年度内)を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

令和元年8月 前回開催

< 前回開催からの児童福祉施策の動向 >

- ・産後ケア事業の法制化(令和元年12月成立)
- ・児童虐待防止対策体制総合強化プラン
1年前倒し(令和3年1月決定)
- ・都道府県社会的養育推進計画の策定
「見える化」(令和3年3月公表)

ワーキンググループ・検討会の開催

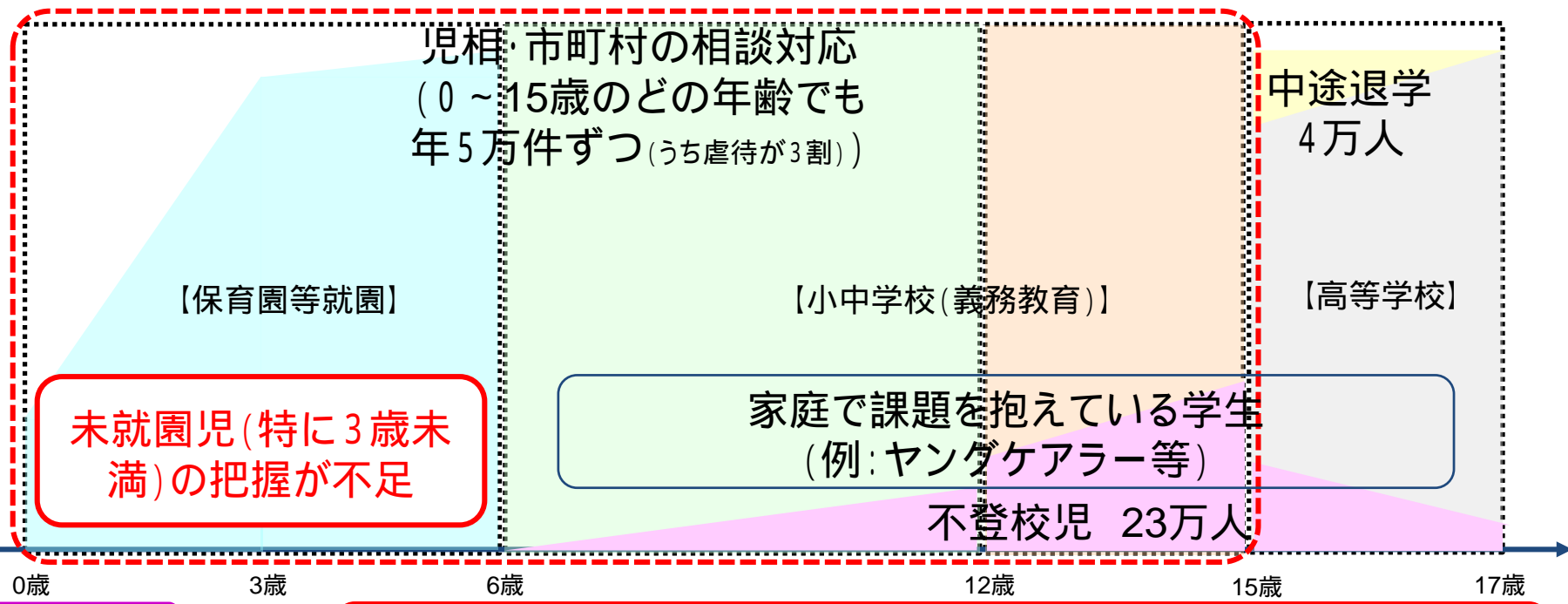
- ・子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格等の在り方
 - ・一時保護の手続等の在り方
 - ・子どもの権利擁護の在り方
- 等

令和3年4月～ 社会的養育専門委員会

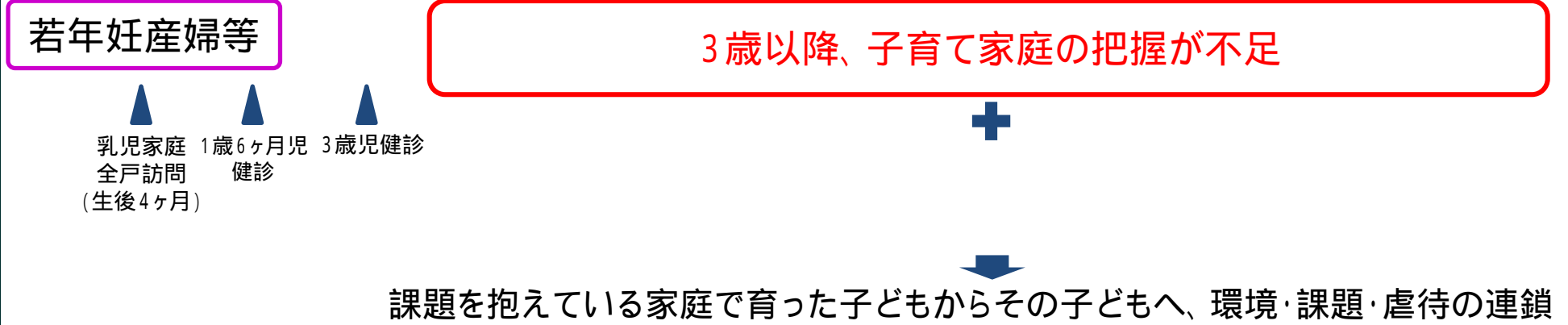
考えられる子ども家庭行政の今後の課題

課題は、未就園児(特に虐待死亡事例が多い3歳未満)の把握が不足、3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、の3つ。

保育園等、学校



母子保健・児童福祉



考えられる子ども家庭行政の今後の課題

「子育て世代包括支援センター（法律上は「母子健康包括支援センター」）」と「子ども家庭総合支援拠点」は、それぞれ、全国展開に向けて設置を進めている。

虐待要因は複合的なため、保健、福祉単独での対応では不十分であり、母子保健と児童福祉との一体的対応が必要。

しかしながら、現場では支援がばらばらに提供されており、支援提供のハブとなる機能（マネジメント）が必要となっている。

